

令和6年度

不育症検査費用助成事業のご案内

不育症検査のうち厚生労働大臣が告示した先進医療として行われる不育症検査に要する費用の一部を助成します。

申請期間 令和6年度対象分

令和6年4月1日～令和7年3月31日

※検査が実施された日（「不育症検査費用助成検査受検証明書」中の「検査実施日」）が属する年度内に申請してください。期間を過ぎた申請は、原則受付できませんのでご注意ください。

※予算上限に達した場合、年度途中で受付を終了する場合があります。検査終了後は、早めの申請をお願いします。（申請期間中の助成金交付を保証するものではありません）

助成要件

- ①申請者が那覇市内に住民登録していること
- ②2回以上の流産・死産の既往がある方
- ③先進医療として告示された不育症検査を実施しているとして厚生労働省地方厚生局に届出を行い承認された医療機関で受けた先進医療として行われた不育症検査であること

助成対象検査 令和6年4月1日現在

対象検査	流死産検体を用いた遺伝子検査 (次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査)
助成額	1回の検査に係る費用の7割に相当する額（千円未満は切り捨てとなります） 助成上限額：6万円

現在、沖縄県内に対象検査を実施する届出をした医療機関はありません。

先進医療を実施している医療機関の一覧(厚生労働省 HP)

【先進医療 A】29番 流死産検体を用いた遺伝子検査をご確認ください。



※沖縄県外の医療機関で受けた検査についても対象となります。先進医療の承認状況や算定開始日については、かかりつけの医療機関へご確認ください。なお、医療機関の算定開始日以降に実施された先進医療が助成対象となります。

確定申告

医療費控除など確定申告については、所管の税務署へお問い合わせください。

申請に必要なもの

No	書類名	備考
1	不育症検査費用助成事業申請書	申請者氏名・口座名義には、不育症検査費用助成事業請求書（No6）の氏名と同じ方を記入してください。
2	不育症検査費用助成検査受検証明書（原本）	医療機関が発行します。
3	不育症検査に係る領収書、明細書（原本） ※提出された領収書を元に審査します	医療機関が発行します。 不育症検査費用助成検査受検証明書（No2）に記載された領収金額分を提出してください。
4	住民票（原本） ※発行後3か月以内のもの ※マイナンバー記載なし	那覇市に住居登録している方が個人情報目的外利用についての同意書（No5）を提出した場合は、住民票の提出を省略することができます。
5	個人情報目的外利用についての同意書	那覇市に住居登録している方が提出した場合は、住民票の提出を省略することができます。
6	不育症検査費用助成事業請求書	氏名には、不育症検査費用助成事業申請書（No1）の申請者氏名・口座名義と同じ方を記入してください。 申請窓口に準備しています。申請時に記入してください。
7	振込を希望する口座の通帳	持参していただければ、申請窓口でコピーします。
8	印鑑（認印）	不育症検査費用助成事業申請書（No1）・不育症検査費用助成事業請求書（No6）に押印していただきます。申請書類に訂正がある場合、申請者の訂正印を押印していただきます。

※必要に応じて、追加資料の提出や申請内容の確認をお願いすることがあります。

※申請書類は、那覇市保健所で配布しています。一部の申請書類については、那覇市地域保健課ホームページからもダウンロードすることができます。

※不育症検査に係る領収書、明細書は**原本の提出**が必要となりますので、大切に保管してください。原本の返却を希望する方は、受付時にその旨をお伝えください。

※提出書類は返却できません。必要に応じて事前にコピーをお願いします。

※ご不明な点については、那覇市地域保健課（098-853-7962）までお問い合わせください。

助成金に関するお問い合わせ

那覇市保健所 地域保健課
医療費助成グループ
〒902-0076
沖縄県那覇市与儀1丁目3番21号
TEL:098-853-7962



申請受付

場所：那覇市保健所 1階
母子・難病受付
時間：9：00～12：00 13：00～17：00
土・日曜日、祝日、慰霊の日、年末年始を除く

沖縄県不妊・不育専門相談センター（公益社団法人沖縄県看護協会内）

医師や助産師・公認心理師で構成する専門の相談員が不妊・不育に関するご相談に応じます。

